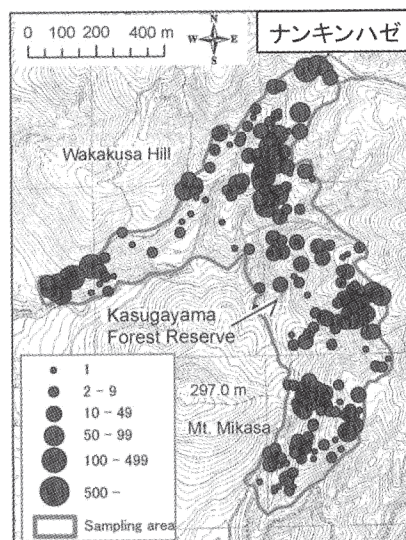
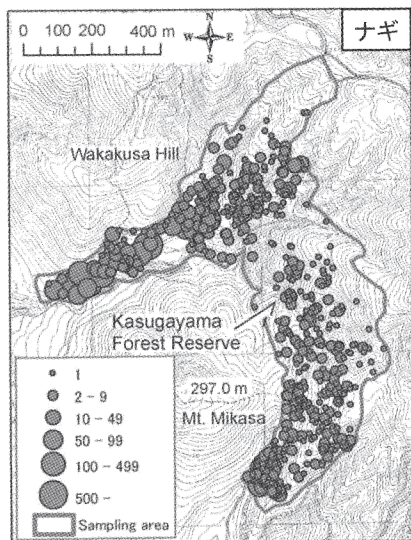




特別天然記念物春日山原始林の指定地域（西側の一部；線で囲んだ部分）におけるナギとナンキンハゼの分布（Maesako et al. 2007）
凡例の数値は個体数を示します。



春日山原始林内のニホンジカ
手前の植物は採食されないイヌガシです。



照葉樹林に侵入したナギ

（６）各主体の取組

①県の取組

県内には、優れた自然の風景地を保護し生物多様性を確保するため、「奈良県立自然公園条例」（昭和41年制定）により指定された3つの県立自然公園、「県立矢田自然公園」「県立吉野川津風呂自然公園」および「県立月ヶ瀬^{つうの}神野山自然公園」が存在します。また、自然環境を保全することが特に必要な区域などは、自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「奈良県自然環境保全条例」（昭和49年制定）により自然環境保全地域（県内に1地域）、景観保全地区（県内に11地区）および環境保全地区（県内に9地区）に指定されています。これらの地域では、開発などの一定の行為を規制することなどにより保全を推進しています。

平成15年度からは5年間かけて、県内に生息・生育する野生動植物の現況を調査しました。これに基づいて、貴重な野生動植物種を選定・評価し、レッドリストおよび「大切にしたい奈良県の野生動植物－奈良県版レッドデータブック－」を作成しています。平成21年には、希少野生動植物を総合的に保護し生物多様性を確保するため、「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。条例により、人間活動のために存続が特に危ぶまれているカスミサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル、ニッポンバラタナゴ、コサナエ、ヒメタイコウチ、ヒメイノモトソウ、オオミネイワヘゴ、キレンゲショウマ、カツラギグミ、カワゼンゴ、ニセツクシアザミ、ツクシガヤの12種（いずれも奈良県レッドリストで絶滅寸前種に選定されている）を特定希少野生動植物に指定し、許可なく捕獲・採取することを禁止しています。また、希少野生動植物の保護にあたっては、規制措置だけでなく、生息地・生育地の保全や再生などを図るための積極的な保護管理も大切です。このような保護対策を各主体が同じ方針に基づいて計画的に進められるように、特定希少野生動植物ごとに保護管理事業計画を策定することとしています。現在、ニッポンバラタナゴの保護管理事業計画を定め、大学などと協力して調査や保護対策を実施しています。

外来種対策としては、平成21年に「奈良県アライグマ防除実施計画」を策定し、市町村と協力しながらアライグマの防除に取り組んでいます。地域別の捕獲状況、捕獲個体の大きさ、年齢、性別などの基礎情報の蓄積も行っています。

ニホンジカとイノシシについては、個体数および分布域が大きく増加、拡大しているため、それぞれ「奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」（ただし、天然記念物「奈良のシ

力」の生息地である旧奈良市は対象区域から除かれている)、「奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画」を策定しています。被害防除、生息地管理、個体数調整を実施するとともに、毎年、生息状況や被害状況のモニタリングを行うことにより、科学的で計画的な保護管理を推進しています。

生物多様性の保全を進めるには、地域の自然と調和を保ちながらくらししてきた住民や積極的な保護活動を行っているNPO法人などの団体との連携・協働が必要不可欠です。ホームページで実施している「奈良の生きもの情報調査」では、県民から希少な生きものや外来種の見撃情報を募集し、これらの生きものの生息・生育状況の把握に努めています。保護活動の実績を有する自然保護団体などには、希少野生動植物保護巡視員や希少野生動植物保護巡視団体の認定を行い、積極的な活動が行えるように支援しています。また、コマドリの生息調査や大和葛城山の希少野生動植物保護事業など、県だけでは実施が困難な事業も、日本野鳥の会や地域の団体と協力することにより進めてきました。

また、生物多様性の保全を図るためには、多くの人々に生物多様性の基礎知識や重要性、保全の必要性などについて理解してもらうことも必要です。そこで、県民への普及啓発を進めるためのリーフレット「ならの希少な生きものを守ろう」や、特定希少野生動植物を周知するリーフレットとポスターを作成し、学校などの公共施設で配布・掲示しています。県広報誌では、特定希少野生動植物や奈良県で注目される生きものを紹介するコーナーを連載しています。また、「ならの大切な生きものたち展」として特定希少野生動植物などの生体展示や生物多様性についてのパネル展示、「ならの生きもの教室」などのイベントも実施しています。

このようにさまざまな取組を進めているところですが、依然として希少な生きものの減少が続いているのが現状です。また、一度減ってしまった生きものを元の状態に回復させることは非常に困難で、たやすいことではありません。一方、外来種であるアライグマについては防除に取り組んでいるものの、生息数が減少している様子はありません。このような状況を踏まえ、今後、さらに積極的に取り組んでいくことが求められています。

②国・市町村の取組

県内には、優れた自然の風景地を保護し生物多様性を確保するため、「自然公園法」(昭和32年制定)により指定された1つの国立公園「吉野熊野国立公園」と、4つの国定公園「むろ う あかめ あおやま室生赤目青山国定公園」「金剛生駒紀泉国定公園」「大和青垣国定公園」および「高野龍神国定公園」が存在します。これらの地域では、開発や指定植物の採取など、一定の行為を規制することなどにより保全を推進しています。

これらの公園のうち、吉野熊野国立公園は環境省が管理しています。公園の核心部である大台ヶ原は貴重な自然環境であるにもかかわらず、生物多様性低下の危惧があるため、昭和61年から「トウヒ林保全事業」を開始しています。平成13年には「大台ヶ原二ホンジカ保護管理計画」を策定し、平成14年に「大台ヶ原自然再生検討会」を設置しました。平成17年からは「大台ヶ原自然再生推進計画」に基づき、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生に取り組んでいます。森林の天然更新、生物相、公園利用などに関する各種調査を行い、防鹿柵^{ぼうろくさく}の設置、皮剥ぎ防止のための樹幹への非金属ネット巻きつけ、個体数調整などの二ホンジカ対策、立入り人数を調整する西大台利用調整地区の設置などを行っています。

そのほか、国は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年制定）、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年制定、以下「鳥獣保護法」という。）、「外来生物法」（平成16年制定）、「生物多様性基本法」（平成20年制定）などの各種法律により生物多様性を広域的に保全しています。また、平成7年に「生物多様性国家戦略」を決定し、その後、平成14年、平成19年、平成22年および平成24年に見直しを行っています。

各市町村では、リバーウォッチングや自然観察会などのイベントを実施しています（奈良市、大和高田市、天理市および天川村など）。また、奈良市、生駒市や宇陀市などでは、地域に生息・生育する動植物の調査を行っています。橿原市は平成24年に橿原市昆虫館条例を改正し、同館を自然系博物館と位置づけ、生物多様性に関する取組を始めています。しかし、市町村の生物多様性に対する取組はまだ少ないのが現状です。県内で「生物多様性地域戦略」を策定している市町村はなく、県がアンケートを実施した結果、策定を検討しているのは1市のみでした。また、「外来生物法」に基づく「アライグマ防除実施計画」を策定した市町村は、現在、全39市町村のうち18市町村にとどまっています。市町村は地域の自然環境、住民、NPO法人などの団体に最も近い存在であることから、地域それぞれの状況に応じた取組を進めていくことが求められています。

③県民の取組

生物多様性の保全には、私たち一人ひとりが常日頃から生物多様性を意識して行動することが重要です。しかし、県民の生物多様性についての理解は十分とはいえない状況です。平成23年度に実施した県民 web アンケートにおいて、生物多様性という言葉は「知らなかった」、生物多様性という言葉は「聞いたことはあったが、内容はよく知らなかった」という人はあわせて全体の55%となりました。一方、生きものの保護活動などに「参加した

ことはないが、機会があれば参加したい」と思っている人は73%にも達しました。このことから、「今は保全活動に取り組んでいないが、機会があれば取り組みたい」という生物多様性保全の潜在的な担い手は多いといえます。また、奈良県の自然について「今でも豊かな自然が多く残されている」と思う人は65%を占め、多くの人が奈良県は自然が豊かであると考えていることが明らかになりました。市街地のまわりにも森林が多く残され、南部には山岳地帯が広がっており、さらに大台ヶ原といった全国的にも有名な大自然があることなどから、このような結果になったと考えられます。また、あまりにも自然に恵まれているため、それを当然のように思っている人も多いと思われます。しかし、その間にもこの豊かな自然は急速かつ不可逆的に変化しており、その良さを失いつつあります。この自然の豊かさをこれからも持続させるためには、私たち一人ひとりが自然の価値、生物多様性の重要さについての認識を深め、保全活動などの行動に移していく必要があります。

④団体（NPO法人など）の取組

NPO法人などの団体の活動は地域に密着しているものが多く、それぞれの地域特性に応じた生物多様性保全を進める上で重要です。また、観察会を開催している団体が多く、地域住民への普及啓発という点でも大きな役割を果たしています。例えば、「大和葛城山の自然を大切にする会」は、大和葛城山に生息・生育するギフチョウ、ミヤコアオイ、カタクリやヤマユリなどの保護活動および普及啓発活動を行っています。土地所有者と保全協定を締結しており、看板・立入防止柵を設置するなどの活動を進めています。「奈良・人と自然の会」は、奈良市奈良阪町を中心に、荒廃した里山の整備や植生、昆虫、野鳥などの調査などに取り組んでいます。さらに、自然観察会、小学生の稲作栽培体験学習などの普及啓発活動にも積極的です。明日香村・橿原市地域では、「ASUKA自然塾」が飛鳥川のゲンジボタルの再生を中心に、わが国の故郷である景観と生態系の修復に向けた取組を行っています。今後は、活動の主体となり、各団体や企業とパートナーシップを組むことなどにより取組の幅をさらに広げていくことが求められています。

⑤企業の取組

多くの企業が生物多様性のもたらす恵みを受けています。例えば、製造会社は食物や繊維などの生物多様性の恵みを原料として、製品を生み出しています。また、製造過程で必要なきれいな水も、自然の浄化作用によりもたらされています。製造会社でなくても、紙はどの企業でも使います。その紙は木からつくられており、それも生物多様性の恵みです。このように、企業はどこかで必ず生物多様性のもたらす恵みに依存しています。した